

地方自治の 文化国家建設の期待は、学校教育の改革にかかっていた。学校と授業の再開は、とりあえずの応新しい出発 急措置が実施されていた。やがて国家主義的色彩の濃い歴史や修身といった、教科や教練の禁止や削除、新国家建設に不適当な教員の追放まで行われた。やがて本格的な学制の再編成にのりだした。それは不平等で階段的な複線型の学校体系を改め、民主的な単線型の学校体系をつくる、という構想のなかで、六三制の小学校、中学校を義務教育とする改革がはじまったのである。

昭和二年四月から始まった新制中学校は、新しい教育立国の理念に燃えて出発することになった。教育の機会均等を保障し、普通教育の普及徹底、男女の差別撤廃、複雑多岐な学校体系を単線化する。中等教育の一年短縮、などが具体的な内容であった。

南都留郡の第一回町村長会議協議事項の記録のなかに教育関係もみられるが、そこでは①新学制実施の意義、②青年学校との関係、③職員、④進学制実施委員会について、⑤学校施設（校舎、校地、教育備品、養護婦など）について、⑥教員の充足状況（郡出身教員、男女教員、教員住宅）について、などが検討されている。

どれもこれも大問題であったが、なかでも教室不足に対応する新校舎の建築が町村の財政問題と重なって難問であった。

昭和二年一月の谷村町議会は、新制中学校の校舎新築を決議している。これは校舎が狹隘で教育上支障があるという理由で、新校舎を旧三吉村法能の住吉橋東側の土地に木造平屋建て瓦葺きで総建坪は一五六坪とする。昭和二年は七教室、翌三年度は一九教室と教員室や事務室、そして二四年度に八教室という計画であった。

町村にとって、新制中学校の校舎建築費の財源捻出に苦悩したことは、昭和三年三月の谷村町長の、昭和二三年度予算案の提出に際して、冒頭に新制中学校の校舎建築費は「その財源の捻出に苦慮している」と明言しているところに窺われよう。新制中学校の建設工事は、計画の三か年では完成せずに昭和五年までかかってしまったが、教室の坪数は八九二坪、付属建物の八六坪を加えた総工事費は九三六万円となった。この財源は、国庫補助が三五パーセントしかなく、残りは町費負担となったのである。六〇〇万円を越える町費負担は、当時の谷村町の財政にとって容易な額ではなかった。事実、昭和三年度には一三〇万円、翌々二五年度は一五〇万円、という巨額の町債を発行して賄ったのである。

禾生村や盛里村でも、新制中学校の校舎建築には頭を痛めていた事情は同じであって、その一端として資料編近現代五八二に収録されている資料にうかがえるように、両村の組合立による新制中学校の建設の協議がされているほどである。